

お知らせ

■令和6年6月1日より入院時の食事療養標準負担額が
以下のとおり変更となります。

		一食あたりの負担額		
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降	
一般		460円	490円	
市町村民 税非課税 世帯	低所得者Ⅱ	210円 (91日目以降160円)	230円 (91日目以降180円)	
	低所得者Ⅰ	70歳未満	210円 (91日目以降160円)	230円 (91日目以降180円)
		70歳以上75歳未満	100円	110円
指定難病・小児慢性特定疾病の患者		260円	280円	